

## V. 下水道整備推進重点化事業

### 1. 交付対象事業の要件

本事業の対象は、以下（１）または（２）に該当するものとする。

- （１）「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づき策定されたアクションプランのうち、低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫が図られかつ残整備区域における1人あたりの下水道整備費用が60万円以下の予定処理区（処理分区の場合は予定処理分区。以下同じ。）における事業。

なお、本要件については予定処理区単位で確認することとするため、重点アクションプランには本事業の適用を受ける処理区毎に創意工夫の内容や整備費用を明確にすることとする。

- （２）アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗率が、平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率と同等以上かつ2倍以内である場合に、当該自治体を実施する事業。

ただし、当該自治体は、目標の達成に向けた加速化のための具体的な取り組みを「チャレンジ宣言」として定め、「下水道整備推進重点化事業チェックシート」（別紙）内に記載の上、予算要望に併せて提出すること。

なお、以下の場合は対象外とする。

- ・汚水処理施設整備が概成（汚水処理人口普及率が95%以上）している場合
- ・当該地方公共団体の下水道使用料単価が150円/m<sup>3</sup>未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改訂を行っていない場合

### 2. 交付対象事業の内容

本事業の対象は、1.（１）または1.（２）の要件を満たす予定処理区内の管渠及びこれを補完するポンプ施設とする。

### 3. 留意事項

- （１）1.（１）に基づき事業を実施する市町村は、重点アクションプランを策定後、速やかに広く広報、周知するとともに、社会資本総合整備計画に要件を満たす根拠を明記することとする。
- （２）1.（１）に定める下水道整備費用には、処理場の増設や汚水ポンプの整備費用も含む。なお、地形や大規模な設備増設等の特殊な事情がある場合は、個別に国土交通省と協議を行うことができる。
- （３）1.（１）に基づき事業を実施する予定処理区においては、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1.（１）の要件を満たしていることを要件とする。なお、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1.（１）の要件から外れる恐れがある場合には、予め国土交通省に報告の上、相談いただきたい。
- （４）1.（１）の要件については、予定処理区単位での適用を基本とするが、複数の予定処理区を1つにまとめて適用することも可とする。

下水道整備推進重点化事業  
チェックシート

記入日：  
都道府県：〇〇県  
市町村：〇〇市  
都市区分：一般市（甲）  
種別：第2種

1. 下水道処理人口普及率及び未普及対策に関する事業費の状況

年目	年度	下水道処理人口普及率の状況及び見通し				未普及対策に関する予算投入（予定）額（百万円単位）				
		下水道処理人口普及率（各年度末）	前年度からの進捗率	H28年度末からの年平均進捗率	下水道処理人口普及率の見通し	下水道処理人口普及率の見通し（加速化後）	国費	補助対象事業費	単独費	総事業費（単独費含む）
0	H28	68.29%					200	400	300	700
1	H29	69.78%	1.49%	1.49%			200	400	300	700
2	H30	70.19%	0.41%	0.95%			250	500	300	800
3	R1	71.36%	1.16%	1.02%			200	400	300	700
4	R2	71.78%	0.42%	0.87%			250	500	400	900
5	R3				72.65%	73.52%	350	700	454	1,154
6	R4				73.52%	75.27%	(400)	(800)	(500)	1,300
7	R5				74.40%	77.01%	(400)	(800)	(500)	1,300
8	R6				75.27%	78.76%	(400)	(800)	(500)	1,300
9	R7				76.14%	80.50%	(400)	(800)	(500)	1,300
10	R8				77.01%	82.24%	(400)	(800)	(500)	1,300

※R2年度以前は執行ベース、R3年度は予算ベースで記入すること  
※R4年度には要望額を、R5年度以降は予算投入額の現時点での見通しを記入すること

前年度末までの下水道整備年平均進捗率で整備を進めた場合のR8年度末推計値：	77.01%	①
アクションプランで定めた下水道処理人口普及率の目標値：	80.96%	②
前年度末までの下水道整備年平均進捗率の倍のペースで整備を進めた場合のR8年度末推計値：	82.24%	③

平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率：	0.87%	④
アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗率：	1.53%	⑤
「平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率」×2：	1.74%	⑥

判定 ④<⑤<⑥ ○

2. 経営に関する状況 ( R3.3.31 時点（見直し含め）で最新のデータで記載願います)

下水道使用料単価（円/㎡）：	108	≧	150		判定：	×	○
経費回収率（%）：	72	≧	80			×	
現行使用料施行年月日： H25.4.1	使用料施行年数：	8	<	15		○	

3. 下水道整備目標の達成に向けた「チャレンジ宣言」

「下水道整備推進重点化事業」の活用にあたり、目標達成に向けた取組を「チャレンジ宣言」として記載してください（自由記述）

- ・令和〇年度の未普及対策に関する予算投入額を〇〇円に増額する。
- ・下水道担当職員（未普及担当職員）を〇〇名増員する。
- ・令和〇年〇月までに、現在のアクションプランを見直し、下水道処理人口普及率の目標値を〇〇%とする。
- ・令和〇年度から設計施工一括発注方式を採用する。
- ・低コスト技術（下水道クイックプロジェクト）を採用する。

## VI. 下水道ストックマネジメント支援制度

### 1. 定義

- (1) 「施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査」として交付対象となる事業は、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法（状態監視保全）とした施設・設備のうち、「下水道ストックマネジメント計画」の「施設の管理区分の設定」に記載した点検頻度もしくは調査頻度に基づく点検・調査をいう。なお、処理場・ポンプ場施設の点検のうち、日常的な運転管理の一環として実施される点検については、交付対象事業にはあたらない。
- (2) (1) には、交付対象となる管渠及びこれを補完する施設（以下、「管路」という。）の計画的な改築を目的として、当該管路と接続した管路であり、かつ、当該管路の整備時期とほぼ同時期（概ね前後10年間）に整備された管路を含めて一体的に実施される点検・調査を含む。
- (3) 「『下水道ストックマネジメント計画』の策定」として交付対象となる事業には、以下が含まれる。
  - ① 下水道ストックマネジメント計画を策定するための地方公共団体独自の維持管理・改築に係る計画・方針等の検討業務
  - ② ①の検討のために必要となる施設の諸元及び既存点検・調査結果等のとりまとめ（デジタル化を含む。）
- (4) 「計画的な改築」として交付対象となる事業は、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載した事業とする。ただし、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法（事後保全施設）に分類した施設に係る改築事業にあつては、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載する必要はない。

### 2. 交付対象事業

- (1) 下水道ストックマネジメント計画は、下水道施設全体を俯瞰して持続的な機能確保を図る観点から、事業主体ごと、もしくは、事業計画ごとに策定することとする。
- (2) 下水道ストックマネジメント計画には、以下の事項を定めることとする。
  - ① スtockマネジメント実施の基本方針
  - ② 施設の管理区分の設定
  - ③ 改築実施計画（計画期間は5年以内とする。）
  - ④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

## VII. 下水道広域化推進総合事業

### 1. 交付対象事業

- (1) 「し尿受入施設」については、し尿や下水道以外の汚水・汚泥を受け入れる施設として、前処理施設・ポンプ施設・管渠等の新設・改築費用を交付対象とすることができる。

<事業計画記載例>

例えば〇〇衛生センター（し尿処理場）の機能を廃止し、A公共下水道〇〇処理区（終末処理場：〇〇浄化センター）に接続する場合、事業計画（第5表、処理施設を有さない場合は第4表）に次のように記載する。

処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位アール)	処理方法	処理能力		計画処理人口(人)	摘要
				晴天日最大(単位立方メートル)	雨天日最大(単位立方メートル)		
〇〇浄化センター	C町大字 △△	1,000	標準活性汚泥法	20,000	-	25,600	計画下水量(日最大) 15,200m <sup>3</sup> /日 全体計画処理能力 (日最大) 30,000m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l  〇〇衛生センターの機能を廃止し、希釈し尿を受け入れる

- (2) 汚水処理施設の統合を行う場合については、既存施設の改築を行うよりも、経済的である事業を交付対象とする。

なお、汚水処理施設の統合のために新たに必要な施設の設置と一体的な事業であり、かつ、汚水処理施設の統合化に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計が、改築に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計よりも安価である場合は、統合化に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。この場合、廃止する処理場等の施設については事業計画に記載することとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B農業集落排水処理施設の汚水を受け入れて、B農業集落排水処理施設の撤去費を交付対象とする場合、事業計画（第5表、処理施設を有さない場合は第4表）に次のように記載する。

処理施設調書							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
〇〇浄化 センター	C町大字 △△	1,000	標準活性 汚泥法	32,000	-	44,600	計画下水量(日最大) 31,250m <sup>3</sup> /日 全体計画処理能力 (日最大) 80,000m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l  〇〇浄化センターへの汚 水受け入れに伴い、〇〇 農業集落排水処理施設 を廃止。

## 2. 交付対象

「計画策定」については、下水道事業を実施していない地方公共団体も交付対象に含む。

## 3. 留意事項

### (1) 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合

- ・関係する汚水処理施設の発生汚泥量等については、下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。
- ・「下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である」場合を交付対象としているが、し尿受入施設及び汚水処理施設の統合に必要な施設については、処理水量の一部が下水道事業である地域を交付対象とする。また、「計画策定」については、下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定を交付対象とする。
- ・計画及び事業実施にあたっては、都道府県及び市町村の下水道担当部局は、農業集落排水担当部局その他関係部局と十分な連絡調整を図ること。

### (2) 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

- ・本事業の実施に当たって、関係するそれぞれの都道府県及び市町村（一部事務組合を含む。）は、下水汚泥の輸送や集約処理等に関して、あらかじめ下水道法に基づくそれぞれの事業計画に位置付けるものとする。
- ・交付対象及び経費負担について、「原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該施設の設置又は改築を交付対象事業として行うことができる」としているが、「計画策定」についてはこの限りではない。

### (3) 地方自治法第252条の14に基づき市町村から都道府県へ汚泥処理に関する事務委託を行う場合

#### 1) 事務委託の内容

- ・ 地方自治法第252条の14に基づく事務委託により、委託に係る事務の範囲においては、事業主体及び下水道法上の管理者は都道府県となること。
- ・ 市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が都道府県に委託する事務の範囲は、原則として汚泥処理に係る施設の建設及び維持管理とすること。
- ・ 建設費及び維持管理費の按分比率は、都道府県及び関係する市町村で協議調整の上、計画汚泥量比等により定めること。
- ・ 地方自治法第252条の14に基づいて、他の下水道管理者に下水汚泥の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用されない。

2) 下水道事業計画の定め方について

- ・ 流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合に当たっては、流域下水道事業と公共下水道事業において、あらかじめ下水道法に規定する事業計画を定めること。

- ・ 流域下水道及び公共下水道に係る事業計画書の記載方法について

流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合の事業計画は、関係各下水道事業計画に位置付けられるものであるが、手続の簡素化の観点から、「主要な施設」は、核となる流域下水道の事業計画にのみ記載するものとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B市、C町、D町の公共下水道から脱水ケーキを受け入れて、A流域下水道の脱水ケーキとあわせて焼却処理する場合、それぞれの事業計画に次のように記載する。

①核となる流域下水道事業(A流域下水道)の事業計画(第5表)

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
〇〇浄化センター	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約1.39m <sup>3</sup> /秒	
	沈砂池	5池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日	
	.	.	.	.	
	焼却炉	2基	流動焼却炉	100t/日(1基あたり)	B市、C町、D町の委託を受けて、 A流域下水道脱水ケーキ 100t/日 B市公共下水道脱水ケーキ 50t/日 C町公共下水道脱水ケーキ 30t/日 D町公共下水道脱水ケーキ 20t/日 を焼却処理する。 ※1

※1 摘要欄の脱水ケーキ量の内訳が変わっても、施設的能力変更が生じなければ、軽微な変更扱いとする。

②その他の下水道事業(B公共下水道)の事業計画(第5表)

処 理 施 設 調 書							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘 要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
◎◎終末 処理場	B市 ◎◎町  E町大字 △△	300  (○県○ 流域下水 道○○浄 化セン ター内)	標準活性 汚泥法	16,000	-	22,300	計画下水量(日最大) 15,625m <sup>3</sup> /日 全体計画処理能力 (日最大) 20,000m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l  脱水ケーキの焼却処理 を○県に事務委託

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個 数	構 造	能 力	摘 要
◎◎終末 処理場	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約0.35m <sup>3</sup> /秒	
	沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日	
	.	.	.	.	
	汚泥脱水機	3台	ベルトプレス	約130kgDS/m・時	
	汚泥輸送車	1台	鉄筋コンクリート造	11t積みトラック	脱水ケーキを輸送
	.	.	.	.	
	沈砂池			流動焼却炉	50t/日相当分

## Ⅷ. 下水道リノベーション推進総合事業

### 1. 交付対象事業

- (1) 未利用エネルギー活用事業に係る定義は、以下のとおりとする。
- ① 「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガスや、それを加工して得られるガス」とする。
  - ② 「公共又は公益の用途」とは、公共施設(市役所、学校、図書館等)における利用、バス等公共交通機関や低公害車の燃料・都市ガスの原料としての利用等の用途をいう。
  - ③ 「地域全体で効率的であると認められる地域」とは、地域に賦存するバイオマスの有効利用の最適化を図る「バイオマス利活用計画」(バイオマス利活用の現状と課題、バイオマス利活用の方向性、利活用に向けた具体的取組等を定めた計画)において、地域全体で下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが効率的であると位置付けられた地域をいう。
- (2) 積雪対策推進事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
- ① 流雪水路とは、河川水等の持つ運動エネルギーを利用し、雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
    - ・流速、水深を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
    - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、当該両水路について合算した下水排除面積により、昭和46年建設省告示第1705号を適用する。
    - ・流雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
  - ② 融雪水路とは、下水処理水等の持つ熱エネルギー及び運動エネルギーを利用し、融雪及び雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
    - ・融雪を行うために必要な水深及び流速を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
    - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、流雪水路の規定に準ずる。
    - ・流融雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流融雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
  - ③ 処理水供給施設とは、流雪溝、消雪パイプ等に下水処理水を供給するための施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
    - ・浄化施設、ポンプ施設及び送水管(他の管理者が設ける受水槽、計量器、熱交換器、止水栓等の手前まで)等。
  - ④ 融雪槽のうち、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
    - ・融雪槽(雪捨て場)への処理水給水管、排水管、沈砂掻寄せ機、投雪等に必要設備等。
- (3) 下水処理水・雨水再利用事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとお

りとする。

- ① 送水施設とは、当該施設が処理水の送水に必要な施設で、かつ延長は概ね10km以内とする。

## 2. 留意事項

- (1) 未利用エネルギー活用事業に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)において、本事業により回収した下水道バイオガスのうち、下水汚泥以外のバイオマスを投入することによって得られるものについては、全量処理場内で活用すること。

- ② 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)及び(d)において、剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の適用が及ぶものであること。

なお、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設が廃掃法第8条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する場合には、所要の手続きをとること。

また、家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設は廃掃法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設には該当しない。

この他、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該事業に係る市町村の廃棄物処理担当部局が定める、廃掃法第6条に基づく一般廃棄物処理計画との整合に留意すること。

剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物以外のバイオマスを廃棄物として受け入れる場合には、国土交通省と別途協議すること。

- (2) 積雪対策推進事業に関し、事業主体は、あらかじめ次の事項について事業実施計画を定め、国土交通省と協議すること。

- ① 下水道事業として実施しようとする積雪対策の基本方針

- ② 積雪対策に資する下水道整備の事業計画概要

- ・計画対象区域
- ・除・排雪状況
- ・積雪対策に資する下水道整備の全体概要
- ・当面の事業実施計画

- ③ なお、処理水を主要な流雪水路、融雪水路などの下水道施設、流雪溝及び消雪パイプ等に供給する場合は、吐口として下水道法で定める事業計画書の吐口調書に記載すること。

- (3) その他、「Ⅶ. 下水道広域化推進総合事業」の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業については、「Ⅶ. 下水道広域化推進総合事業」に記載の内容に従うこととする。

## Ⅸ. 新世代下水道支援事業制度

### 1. 定義

機能高度化促進事業 新技術活用型における「官民共同開発」でいう「官」とは、「政府機関」とする。

### 2. 交付対象事業

(1) 水環境創造事業 水循環再生型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 管渠等とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設(浸透トレンチ、浸透井等)、公共樹及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。
- ② 浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
- ③ 附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

(2) 機能高度化促進事業 ICT活用型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器とは、以下の項目等について遠隔操作により自動的に測定・監視できるものとする。

#### 測定項目等

水素イオン濃度、水温、浮遊物質、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、窒素含有量、リン含有量、油分、シアン化合物、六価クロム化合物、その他公共用水域の水質の保全のため必要な項目及び下水の水質について定性的に判断するために必要なもの及び流量。

- ② 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な附帯施設とは、事業所から排除される下水を採水するために必要な柵、停電時の電源確保のための無停電装置等とする。
- ③ 測定データを送信するために必要な通信設備とは、光ファイバー等の通信線、測定データを送信するために測定現場である送信地及び処理場等の受信地に設置されるテレメータ装置とする。
- ④ 収集したデータを集計・分析するために必要な機器とは、事業所に設置された測定装置の遠隔操作、データの収集及び収集したデータの分析のために必要な中央制御装置、表示装置及びデータ記憶装置等とする。

(3) 用地に関する交付対象事業の範囲について

事業実施のために新たに用地の確保を要する場合には、個別に国土交通省が必要と認めたものについて、交付対象事業の範囲の施設が要する用地についても交付対象事業の範囲とすることができる。

但し、水環境創造事業 水循環再生型のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置に該当するものは除く。

### 3. 留意事項

交付対象事業の水環境創造事業 水循環再生型(b)に係る事業の実施に当たっては、

以下のとおりとする。

- ・ 対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
- ・ 事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと(例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など)。  
また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。

## X. 下水道地域活力向上計画策定事業

### 1. 目的

- (1) PPP/PFI手法とは、包括的民間委託方式、設計・施工一括発注方式(DB)、設計・施工・運営一括発注方式(DBO)及びコンセッションを含むPFI方式等とする。
- (2) 他の汚水処理施設とは、農業・漁業集落排水施設、合併浄化槽、コミュニティプラント、し尿処理施設等の汚水の適正処理のための施設とする。

### 2. 交付対象事業

交付対象となる調査については、PPP/PFI手法の活用やデジタル化を含む下水道施設(下水道事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。)の整備・管理の広域化・効率化に必要な、事業実施手法の導入スキーム、実施方針等の検討(アドバイザー費用を含む。)、施設老朽度調査及び施設情報の電子化を含む資産調査(デューデリジェンス)を含むものとする。

### 3. 留意事項

「PPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定」にあたっては、PPP/PFI手法の活用を前提としているため、当該計画に係る事業の期間、特性、規模等を踏まえた適切なPPP/PFI手法の導入を検討することを原則とする。

## XI. 内水浸水リスクマネジメント推進事業

### 1. 交付対象事業

「内水浸水想定区域図の作成」の交付対象事業の範囲は、下水道による浸水対策に係る区域（下水道による浸水対策を実施すべき区域を検討する上での検討対象範囲を含む。）とし、計画降雨や既往最大降雨、想定最大規模降雨などのうち、複数降雨を対象とするものも含むこととする。

## XII. 下水道情報デジタル化支援事業

### 1. 定義

- (1) 「地理情報システム（以下、GISとする。）を基盤としたデータベースシステム」とは、下水道施設の管理等を目的に、主に位置情報を含む図形属性情報と文字属性情報で構成されるデータ等を地図上で表現するデータベースシステムのことである。
- (2) 「管渠等の施設情報や維持管理情報など」とは、以下のものとする。
  - ① 予定処理区域及び予定排水区域等の面積や境界線、管渠やマンホール、ます等の位置、吐口の位置及び放流先の水位など下水道台帳の図面に必要となる情報
  - ② 施設管理の高度化を図るために必要となる管渠やマンホール等の施設情報や維持管理情報、ストックマネジメント情報及びそれらに関連する図面や写真等
  - ③ 浸水防止の観点から実施するシミュレーション等に必要となるポンプ施設や貯留施設等に関する情報

### 2. 交付対象事業

- (1) 「デジタル化に係る業務等」として交付対象となる事業については、以下のものとする。
  - ① 管渠等の施設情報や維持管理情報などのデータを整備し、GISを基盤としたデータベースシステムとして利用できるようにする業務
  - ② ①を行うにあたって必要となる測量等の業務なお、GISを基盤としたデータベースシステムの構築及び改修、保守・利用に係る業務については、交付対象事業にあたらぬ。

## XIII. 下水道温室効果ガス削減推進事業

### 1. 交付対象事業

- (1) 「地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討」とは、下水道施設から排出される温室効果ガスの測定や排出削減のために必要な対策検討とし、対策として下水道施設以外の施設との連携が必要な場合には、当該施設の調査も含むこととする。
- (2) 「温室効果ガスを削減する水処理施設等の運転に必要な計測機器や制御装置の整備」とは、温室効果ガスを削減することを目的として、従来の運転管理手法を変更するための計測機器や制御装置を設置・更新することとし、温室効果ガス削減効果が見込まれないものは交付対象事業にあたらぬ。

国 水 下 事 第 51 号  
令 和 6 年 4 月 1 日

都 道 府 県 下 水 道 担 当 部 長 殿  
政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 局 長 殿  
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)

独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 担 当 部 長 殿  
地 方 共 同 法 人 日 本 下 水 道 事 業 団 事 業 統 括 部 長 殿

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局  
下 水 道 部 下 水 道 事 業 課 長

#### 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について

国土交通省においては、下水道事業のさらなる効率化に向け、コンセッション方式をはじめとする PPP/PFI 手法の活用や汚水処理施設の広域化を推進しているところである。これらの取組を一層推進するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（以下「社会資本整備総合交付金等」という。）の交付にあたっては、令和 6 年 3 月 29 日付け国官会第 26991 号国土交通事務次官通知による社会資本整備総合交付金交付要綱の改正に伴い、改めて以下のとおり取り扱うこととした。なお、令和 5 年 4 月 1 日付け国水下事第 46 号下水道事業課長通知は廃止する。

- ① 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていることを、下記 1. のとおり交付要件とする。
- ② 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予め施設統廃合に係る検討を了していることを、下記 2. のとおり交付要件とする。
- ③ 汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則として PPP/PFI 手法（コンセッション、PFI、DBO、DB 等を言う。以下同様。）を導入することを、下記 3. のとおり交付要件とする。
- ④ 人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記 5. のとおり令和 3 年度以降の交

付要件とする。また、人口 3 万人未満の地方公共団体については、令和 6 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記 4. のとおり令和 7 年度以降の交付要件とする。

- ⑤ 公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していることを、下記 5. のとおり令和 7 年度以降の交付要件とする。
- ⑥ 下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していることを、下記 6. のとおり交付要件とする。
- ⑦ 人口 10 万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業（改築を含む）を実施する場合は、PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が 10 億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていることを、下記 7. のとおり交付要件とする。

都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底方願いする。

## 1. 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

### (1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

### (2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下水事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

### (3) コンセッション方式導入検討の方法

「下水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」（平成 29 年 1 月国土交通省下水道部）もしくは「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を行うことを基本とし、その検討単位としては、処理場単位、処理区単位などが考えられ、各地方公共団体の実情に合わせて適当な範囲で検討を行うこと。また、検討結果については、事業主体が策定する全体計画、中期ビジョン等の中長期計画、事業計画の策定または改定を行う場合には、それと併せて内容の点検・見直しを実施するなど、常にその内容が適当なものであるよう努めること。

### (4) 国土交通省への報告

(1) に該当の地方公共団体が (2) に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、コンセッション方式導入の検討結果又はコンセッション方式の導入検討スケジュールについて、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 1 により国土交通省まで報告されたい。

### (5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

## 2. 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

### (1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

### (2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下水事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

ただし、平成 26 年 1 月 30 日付け国水下水事第 50 号国土交通省下水道事業課長等通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しについて」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体については、“工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業”を“改築事業（簡易な改築事業を除く）”とする。なお、簡易な改築事業とは「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 3 億円以下と見込まれる事業」とする。

### (3) 処理施設の統廃合に係る検討の方法

「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成 26 年 1 月国土交通省、農林水産省、環境省）（以下「都道府県構想マニュアル」）を踏まえ、当該処理場を廃止し、近接する当該同一市町村内の処理場との統合もしくは流域下水道への接続をする場合について、社会情勢を適切に踏まえつつ、経済性比較等による検討を行うこと。

なお、検討にあたっては「都道府県構想マニュアル」に記載の「4-6 集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討」等を参考にされたい。

### (4) 国土交通省への報告

(1)に該当の地方公共団体が(2)に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、当該処理場の統廃合の検討結果について、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 2 により国土交通省まで報告されたい。

### (5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

### 3. 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

(2) 対象事業

汚泥有効利用施設（肥料化施設、消化ガス発電施設、固形燃料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱利用施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

#### <参考>コンセッション・統廃合に係る検討と報告の時期について

年度	検討・報告時期
○年度以前	<u>コンセッション・統廃合の検討</u> (事業計画、中期ビジョン策定・改定時等)
○年度	改築基本設計 <u>コンセッション・統廃合の検討</u> (以前の検討結果を活用可能)
○年度末	検討結果の報告
○+1 年度	改築詳細設計
○+2 年度	改築工事

#### 4. 公営企業会計適用に係る要件

(1) 対象地方公共団体  
全ての地方公共団体。

(2) 公営企業会計の適用

人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口 3 万人未満の地方公共団体（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く。）については、令和 6 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。

#### 5. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体  
全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね 10 年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を経営戦略に記載すること。

また、令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2) に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

#### 6. 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件

(1) 対象地方公共団体  
全ての地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道施設の新設、増設及び改築であつて、当該施設の整備に際し実施する工事契約1件あたりの概算事業費が原則3億円以上と見込まれる事業。(ただし、令和2年3月31日時点で詳細設計に着手しているものを除く。)

### (3) 新技術導入検討の方法

下水道施設における新設、増設又は改築事業において、経済性、維持管理性、機能性等の観点から下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)の実証技術の導入が可能な場合は、当該技術の導入検討を行うこと。

なお、検討にあたってはB-DASH実証技術適用表(国土交通省下水道部)及びB-DASHプロジェクト導入ガイドライン(国土技術政策総合研究所)を参考にされたい。

### (4) 国土交通省への報告

(1)に該当の地方公共団体が(2)に記載の事業についての建設工事に着手する場合は、新技術等導入の検討結果について、着手前年度の3月末日までに別添様式4により国土交通省まで報告されたい。

### (5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

## 7. PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件

※別紙1:「民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ」を併せて参照されたい

### (1) 対象地方公共団体等

人口10万人以上の地方公共団体等(流域下水道や一部事務組合の場合には、関係する市町村の合計人口が10万人以上の場合とする)。

### (2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道事業(ただし、詳細設計に着手済の事業や、災害・事故対応のために緊急的に実施する事業を除く)。

### (3) PPP/PFI提案窓口の設置

(1)の地方公共団体等が、(2)を実施する場合には、国庫補助要望を行う年度(以下「要望年度」という。)の4月1日までに、ホームページ等に、民間企業からのPPP/PFIの導入に関する提案窓口を設置すること(別紙2:「民間企業からのPPP/PFIの導入に関する提案窓口の設置イメージ」参照)。

#### (4) 事業見通しの公表

(1) の地方公共団体等が、(2) を実施する場合には、要望年度の4月1日までに、対象事業の事業見通し(事業名や対象施設)を公表すること(例:令和6年度予算で基本検討・設計や詳細設計に関する国庫補助要望を行う事業については、令和5年4月1日時点での実施見通しの公表が必要)。

なお、事業見通しに相当する情報が、社会資本総合整備計画やその他の計画・戦略等(下水道事業計画、下水道ストックマネジメント計画(又はその簡略版)、経営戦略等)に掲載・公表されている場合には、これらをもって事業見通しを公表済みとすることができる。

地方公共団体等は、民間企業から対象事業に関する相談があった場合には、有益な提案を促すために可能な範囲で適切な情報提供を行うとともに、必要に応じ事前ヒアリング等を行うなど、民間企業との円滑なコミュニケーションに努めること。

#### (5) PPP/PFI スキーム及び民間提案

適用する PPP/PFI 方式は、交付金を活用する整備等を含むコンセッション、PFI、DBO、DB 等とする。また、民間提案については民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI 法」という。)第6条による民間提案に相当するものを基本とするが、提案書の記載項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、地方公共団体等が提案を評価する際に必要な項目が網羅されていることを前提に、簡略化できるものとする。

#### (6) 民間提案を受けた場合の地方公共団体等における提案の採否の検討方法

(1) の地方公共団体等が、民間企業から、(2) に関する補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる提案を、要望年度の6月30日までに受けた場合には、その旨速やかに国土交通省に報告するとともに、「PFI 事業民間提案推進マニュアル(R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室)<sup>1</sup>」等を参照しつつ、民間提案の採否について検討し、結論を得ること。また検討結果については、提案した民間企業に遅滞なく通知すること。

#### (7) 国土交通省への報告

(6) で民間提案の採否を検討し、その結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、民間企業からの提案書及び(6) の検討結果に関する報告書を、要望年度の9月30日までに別添様式5により国土交通省まで報告すること。国土交通省が地方公共団体等の報告内容を妥当と判断した場合のみ、当該事業を社会資本整備総合交付金等の交付対象とする。

なお、(6) のうち補助対象事業費の合計が30億円以上と見込まれる事業又は(6) の検討結果の通知を受けた民間企業から内閣府に対し不服申し立てがあった事業については、国土交通省は内閣府に協議を要する点について留意されたい。その際、国土交通省又は内閣

---

<sup>1</sup> [https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual\\_minkanteiansuishin.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf)

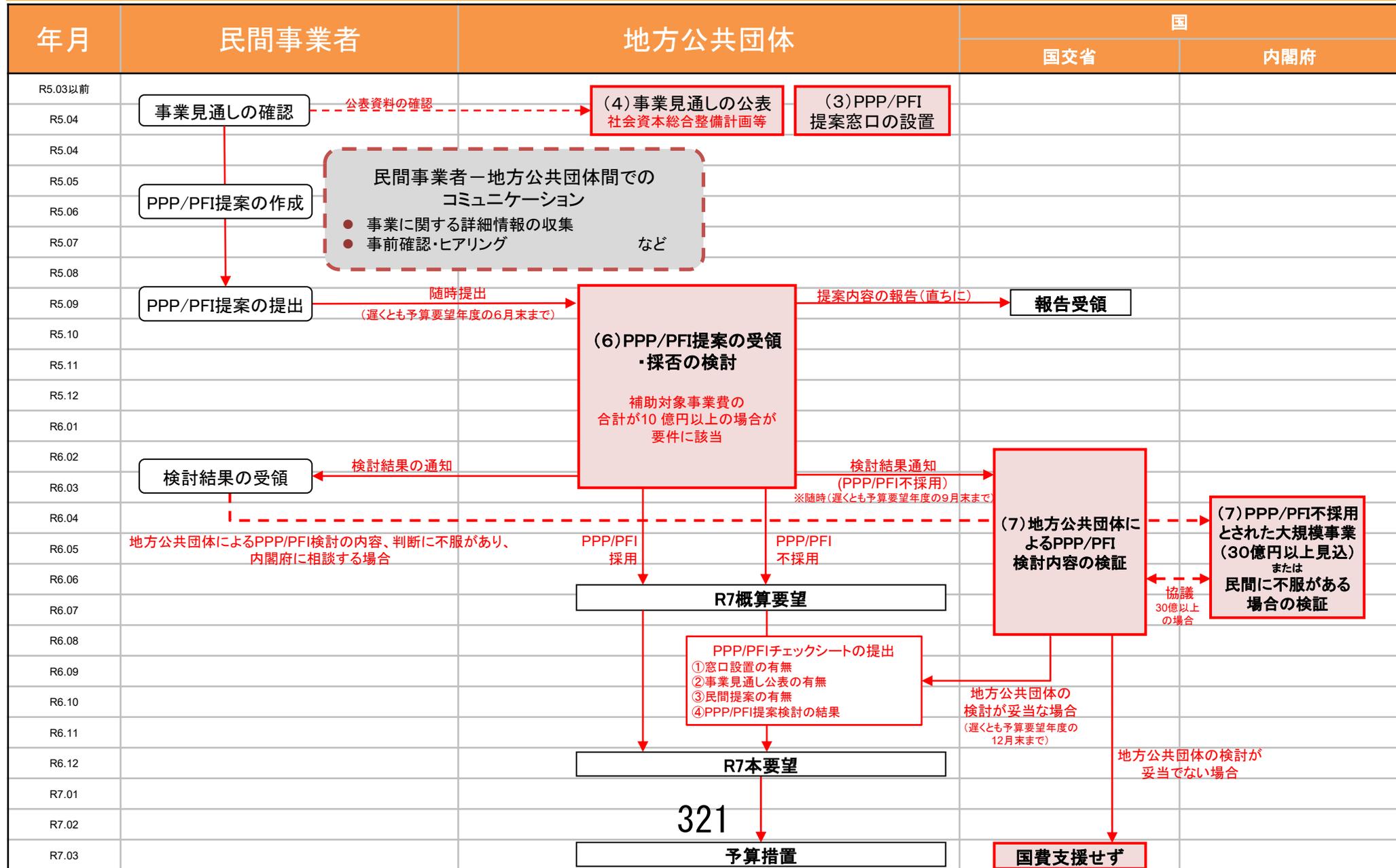
府から、追加の資料提出を求める場合がある。

(8) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

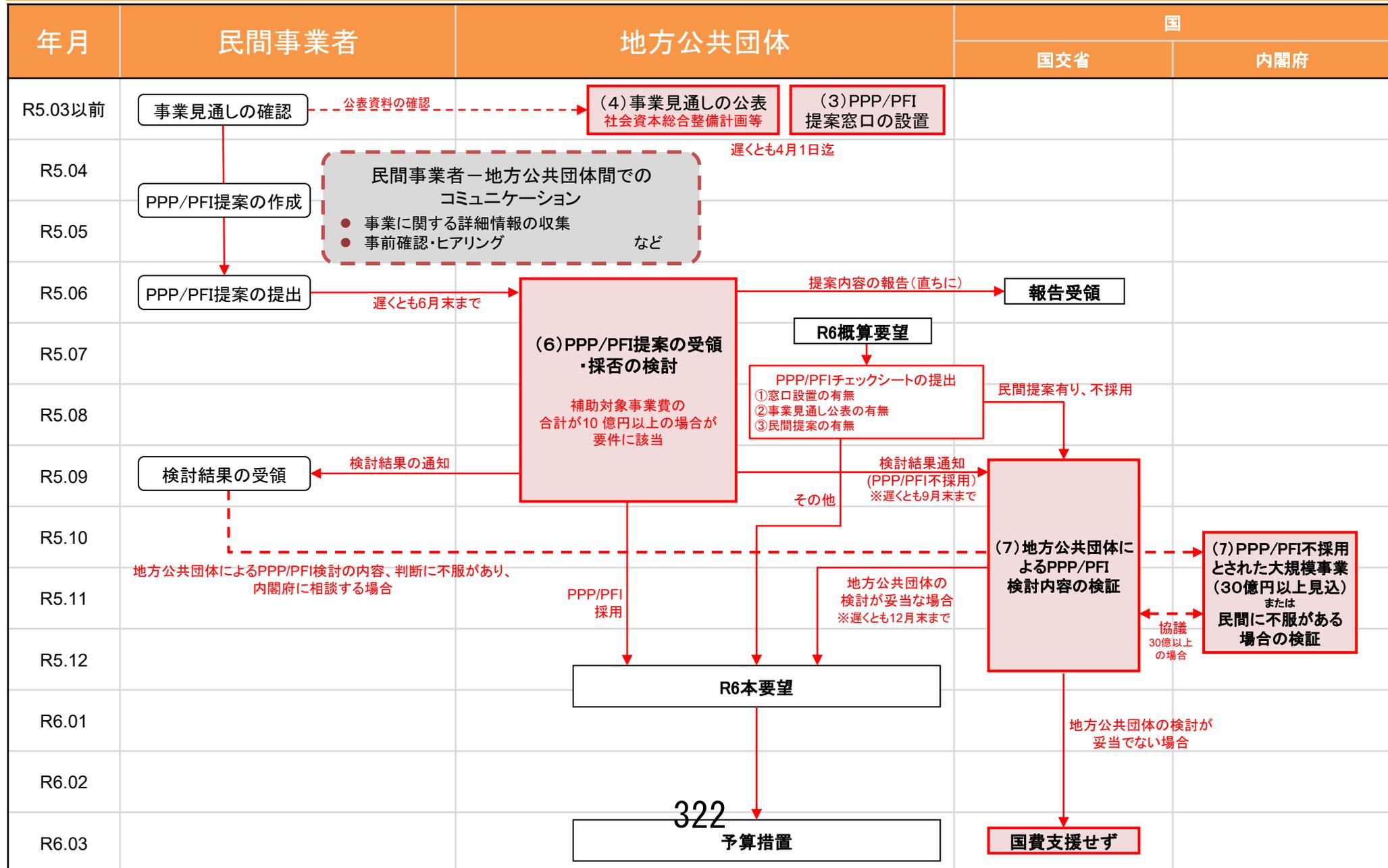
# 民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ(R7年度要求の事例)

※通常の場合



# 民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ(R6年度要求の事例)

※最もスケジュールがタイトな場合



## 民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ

## 〇〇市下水道事業に関する PPP/PFI 提案窓口

以下のリンク先に掲載されている各種計画等に掲載された事業に関し、PPP/PFI 方式（コンセッション、PFI、DBO、DB 等）による事業のご提案がございましたら、以下担当までご連絡ください。

- [〇〇市社会資本総合整備計画](#)
- [〇〇市公共下水道事業計画](#)
- [〇〇市下水道ストックマネジメント計画](#)
- [〇〇市下水道経営戦略](#)
- [その他](#)

事業見通しに相当する情報が掲載されている計画・戦略等に関し、適宜リンクを掲載して下さい。

ご提案については PFI 法第 6 条による民間提案に相当するものを基本といたしますが、提案書に記載する項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、簡略化することが可能です。提案のご検討にあたっては、以下 HP の参考資料をご確認いただくとともに、提案提出前に事前相談いただけるよう、お願いいたします。

- [PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル\(R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室\)](#)
- [国土交通省下水道部 HP（各種ガイドライン）](#)

なお、提案書については、国庫補助申請にあたり、国土交通省や内閣府に情報提供する可能性がある旨、予めご了承下さい。

担当：〇〇市下水道局〇〇課

電話：\*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*

E-mail：[\\*\\*\\*\\*\\*@city.\\*\\*\\*\\*\\*.lg.jp](mailto:*****@city.*****.lg.jp)

(様式1)

提出日：

## コンセッション（公共施設等運営権）方式の導入に係る検討結果報告書

<検討対象（該当施設がある処理区）>

1. 実施主体名	
2. 処理区名	
3. 処理場名	
4. 現在の運営手法	直営・委託・包括的民間委託・DBO方式・コンセッション以外のPFI方式 ・コンセッション方式・その他（ ）

### 1. 検討時期（いずれかを選択）

(1) 今回検討を実施	<input type="checkbox"/> 「2. 検討結果」に必要事項を記入
(2) 今後検討予定	【具体的検討時期】  【理由】

### 2. 検討結果

「下水道事業におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」又は「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を実施する。

1. 検討単位	処理区単位 ・ 処理場単位 ・ その他（ ）	
2. 簡易な検討		
従来手法との費用総額の比較による評価結果		
	従来手法の費用	コンセッション方式による費用
合計（現在価値） （百万円）		
前提条件等		
費用換算できない リスク項目等		

(様式1)

### 3. 検討結果

- 検討対象事業を含む単位でコンセッション方式導入に向けた詳細検討を実施
- 検討対象事業を含む単位でコンセッション方式以外のPPP/PFI方式導入に向けた詳細検討を実施

【詳細検討に進むPPP/PFI方式の概要及びコンセッション方式の導入に向けた将来の検討見通し】

- その他

【コンセッション方式を含むPPP/PFI方式の導入を現時点で予定していない場合はその理由及び将来のコンセッション方式導入に向けた検討見通し】

※検討内容については、必要に応じて参考資料を添付すること。

(様式2)

提出日：

## 広域化（処理場の統廃合）に係る検討結果報告書

< 基礎情報 >

1. 都道府県名	
2. 実施主体名	
3. 処理場名	
4. 施設名	
5. 工事名	
6. 概算工事費（百万円）	

当該処理場を廃止する場合に最も統合する可能性が高いと考えられる処理場（統合検討対象処理場）と、統合する場合と統合しない場合の比較を実施する。

※離島地域など地理的要件等により、統廃合の実施が想定されにくい場合についてはその旨を3.に記載すること。

<b>1. 統合先検討対象処理場</b>		
統合先検討対象処理場名           ：		
_____		
統合先検討対象処理場管理主体   ：		
_____		
<b>2. 統合に関する検討</b> (以下の(1)、(2)のいずれかの評価を実施し、その結果を記載すること)		
(1) 統合に関する経済性比較結果（維持管理費含む）		
	統合する場合	統合しない場合
年あたり費用 (百万円/年)		
(2) その他の評価		
【評価内容】		
_____		
<b>3. 1, 2を踏まえた総合的な処理場の統廃合の検討結果</b>		
_____		

(様式3)

提出日：

## 「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手に係る報告書

< 検討会の基礎情報 >

1. 都道府県名	
2. 検討会名称	
3. 検討会設立日	平成 年 月 日
4. 構成団体名 市町村・一部事務組合等	

### 検討会における検討状況

「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け国下事第56号等）により要請している「広域化・共同化計画」の策定に向け、都道府県及び関係市町村からなる検討の場を設け、検討に着手する。

#### 1. 検討の場の開催状況

	開催日時	参加団体
第1回		
第2回		
第3回		
第4回		

※記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

#### 2. 検討状況

平成30年度に実施した検討の場における検討状況（なるべく具体的に記載のこと）

--

### 新技術の導入に係る検討結果報告書

<基礎情報>

1. 都道府県名			
2. 実施主体名			
3. 処理場名			
4. 施設名			
5. 工事名			
6. 新設/増設/改築の別	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
7. 概算工事費 (百万円)			

8. 新技術等の導入検討の有無	
<input type="checkbox"/> 有	→ 9.
<input type="checkbox"/> 無	<b>【理由】</b> <input type="checkbox"/> 今回の事業範囲で適用可能なB-DASH実証技術が無いため。 <input type="checkbox"/> その他 ( )

9. 新技術等の導入検討結果	
(今回事業範囲で導入可能なすべてのB-DASH技術を記載)	
(1) 導入検討技術名	
(2) 導入可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否【理由】 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 当該技術より他の新技術の方が効果が高いと判断されたため。 ↳ 他技術の名称 ( )</li> <li><input type="checkbox"/> 必要な機能・性能が満足できないため。</li> <li><input type="checkbox"/> 設置スペースや維持管理動線が確保できないため。</li> <li><input type="checkbox"/> 経済性が劣ったため。</li> <li><input type="checkbox"/> 維持管理性が劣ったため。 (一施設に複数技術が混在、機器点数が著しく増加、有資格者が新たに必要、など)</li> <li><input type="checkbox"/> その他 ( )</li> </ul>

(様式5)

提出日：

## PPP/PFI実施に係る民間提案評価報告書

1. 実施主体名	
2. 対象施設のある処理区名	

### 1. 窓口設置、事業の見通し公表について

(1) 提案受付窓口URL		
(2) 事業の見通し公表状況	公表している情報	公表時期
	<input checked="" type="checkbox"/> 社会資本総合整備計画	
	<input type="checkbox"/> 下水道事業計画	
	<input type="checkbox"/> スtockマネジメント計画	
	<input type="checkbox"/> 経営戦略	
<input type="checkbox"/> その他（具体名： ）		

### 2. 事前のコミュニケーション状況

	日時	内容	備考(提供資料や面談内容等)
事前の コミュニケーション状況		資料提供、面談、その他	
		資料提供、面談、その他	

### 3. 提案概要

※公共施設ごとに業務内容や手法が異なるなどの場合は、別様式でも可

(1) 提案書提出日			
(2) 公共施設等の概要 ※一部の場合は施設名を記載	【下水道事業】処理場※（全体、一部： ） 、ポンプ場、管路、 その他（具体内容： ） 【その他事業】（具体内容： ）		
(3) 業務内容	設計・建設（新設、改築） 、 維持管理（運転、保守） 、 その他（具体内容： ）		
(4) 事業手法	包括的民間委託 、 DB方式 、 DBO方式 、 PFI方式（従来型） 、 コンセッション方式 、 その他（ ）		
(5) 事業期間	設計・建設期間：	維持管理・運営期間：	
(6) 事業費 単位：千円	設計・建設費		維持管理・運営費 合計（全体事業費）
	補助対象	補助対象外	
	①従来型事業による事業費		
②PPP/PFIによる事業費			

(様式5)

4. 評価結果 ※独自の評価項目を設けているなどの場合は、別様式でも可

(1) 評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 不採用 <input type="checkbox"/> 一部採用 (不採用部分： )
(2) 理由	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、妥当性判断ができない。
	【その他理由】

5. 項目ごとの評価結果

(1) 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】
(2) 提案の実現可能性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】
(3) PFI手法を活用することの妥当性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】
(4) 財政に及ぼす影響	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】
(5) 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】
(6) その他(特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施)	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】

国 水 下 事 第 5 2 号  
令 和 6 年 3 月 2 9 日

都 道 府 県 下 水 道 担 当 部 長 殿  
政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 局 長 殿  
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部 下水道事業課長  
( 公 印 省 略 )

### 下水汚泥肥料化推進事業実施要綱の運用について

令和6年3月29日付国水下事第49号により、下水汚泥肥料化推進事業実施要綱の施行について国土交通省水管理・国土保全局長より通知したところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願います。

### 記

#### 1. 定義

「下水汚泥の肥料利用」とは、下水処理過程において発生する汚泥（汚泥焼却灰・スラグを含む。）を肥料（土壌改良資材、人工土壌を含む）として製造（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく登録に必要な分析・試験を含む）・加工すること及び下水処理過程からリン等の肥料成分を濃縮・抽出し、肥料を製造・加工することをいう。

#### 2. 重量

肥料の重量は、肥料中に含まれるリン原子の重量に換算したものとする。換算に当たっては、汚泥のリン濃度の測定値を用いる等、可能な限り正確な重量に換算することが望ましい一方、下水汚泥肥料化推進事業計画（以下「事業計画」という。）の策定段階においては、処理場における流入水・放流水のリン濃度、製造・加工対象の汚泥が発生汚泥に占める割合等を用い概算することも可能とする。

#### 3. 事業計画の内容

事業計画に定める主な事項は以下のとおりとする。

- (1) 事業の計画
- (2) 事業の目標
- (3) 事業内容及び年度計画
- (4) 補助金の算定根拠
- (5) 事業効果（対象となる汚泥量、肥料の製造量ほか）
- (6) 費用効果分析の結果（新設の場合のみ）

#### 4. 事業計画と下水道法事業計画との関係

事業計画に位置付けた施設は、速やかに下水道法事業計画に位置付けるとともに、施設整備の目的に応じて、別途下水道ストックマネジメント計画にも位置付けることとする。

**(様式) 下水汚泥肥料化推進事業 (〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)**  
**事業計画書**

**1 事業の位置**

〇〇処理場 (〇〇県〇〇市〇〇) (処理場等名称 (住所))

**2 事業の目標**

(記載例 1)

〇〇県〇〇市下水道事業では、〇〇処理場にて〇〇 t-DS/年の下水汚泥が発生し、その約〇割が肥料利用されていないことから、〇〇処理場において、下水汚泥のコンポスト化施設を導入し、汚泥コンポストの製造を行うこととする。肥料の製造量については、〇〇 t-DS/年の汚泥から〇〇 tの肥料 (リンベース) を製造することとする。

(記載例 2)

〇〇県〇〇市下水道事業では、〇〇処理場にて〇〇 t-DS/年の下水汚泥が発生し、その約〇割が肥料利用されていないことから、〇〇処理場において、乾燥汚泥の (水分調整設備/造粒化設備/ペレット化設備/袋詰め設備) を導入し、肥料メーカーへの供給量の拡大を図ることとする。肥料の供給量については、〇〇 t/年の汚泥にあたる〇〇 tの肥料 (リンベース) を新たに供給することとする。

(記載例 3)

〇〇県〇〇市下水道事業では、〇〇処理場にて〇〇 t-DS/年の下水汚泥が発生しているところ、肥料利用がなされていないことから、〇〇処理場において、消化汚泥からのリン回収設備を導入し、肥料の製造を行うこととする。肥料の製造量については、〇〇 tの肥料 (リンベース) を製造することとする。

**3 事業の内容及び年度計画**

(1) 事業内容

(記載例)

汚泥コンポスト化施設の整備

- ・コンポスト化施設 1基 (処理能力 〇〇 t/日)
- ・縦型密閉発酵槽 1基 (処理能力 〇〇 t/日)
- ・ストックヤード 1基 (保管能力 〇〇 t)

乾燥汚泥の造粒化設備の整備

- ・造粒化機械 2基 (処理能力 〇〇 t/日)
- ・袋詰め機械 2基 (処理能力 〇〇 t/日)

リン回収設備の整備

- ・リン回収設備 1基 (処理能力 〇〇 t/日)

(記載例)

製造する肥料は（乾燥汚泥／炭化汚泥／汚泥コンポスト／焼却灰／スラグ／リン回収物／液肥）であり、（民間事業者に肥料原料として処理を委託／民間事業者に肥料として販売／一般市民へ販売・無料配布／〇〇農家組合へ供給）する計画である。

(2) 年度計画

(記載例)

令和〇年：事業契約

令和〇年度～〇年度：設計・建設期間

令和〇年度：完成・運転開始

年度	R7	R8	R9	R10	R11～R30
項目	入札・契約事務	設計・建設			維持管理・運営

令和〇年：事業契約

令和〇年度：機械設置・運転開始

(令和〇年度：××処理場からの汚泥も受入れ肥料化を開始)

年度	R7	R8	R11～R30
項目	入札・契約事務	機械設置・運転開始	維持管理・運営

4 補助金の算定根拠

総事業費 約〇〇億円

単位：百万円

年度	R7	R8	R9	R10	R11	計	備考
総事業費（税込）							
〇〇施設							
〇〇機械							
〇〇機械							

5 事業効果

(記載例)

対象となる汚泥量、肥料の製造量

肥料化の対象となる汚泥量：約〇〇t-DS/年

肥料の製造量：約〇〇t/年

#### 収益効果

現在の処理価格：〇〇円/kg → 処理価格/販売価格（予定）：〇〇円/kg

汚泥の処理委託費削減によるコスト縮減効果： 約〇〇〇〇円/年

（内訳）

汚泥肥料の販売による収益効果： 約〇〇〇〇円/年

汚泥の処理委託費減少によるコスト縮減効果： 約〇〇〇〇円/年

#### その他

汚泥の焼却量減少による GHG 排出量削減量 約〇〇〇〇t-CO2/年

### 6 費用効果分析の結果（必要な場合のみ）

B/C：〇（B：総便益〇億円、C：総費用●億円）

位置図

国 水 下 事 第 4 9 号  
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各都道府県知事  
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長  
( 公 印 省 略 )

下水汚泥肥料化推進事業実施要綱の施行について（通知）

下水汚泥肥料化推進事業の交付に関して、「下水汚泥肥料化推進事業実施要綱」を別添のとおり定め、令和6年4月1日より施行することとしたので、通知する。

つきましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、貴職からこの旨周知されたい。

## 下水汚泥肥料化推進事業 実施要綱

### 第1 通則

下水汚泥肥料化推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### 第2 目的

本事業は、肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指すとともに、リン等の肥料成分を含有するバイオマス資源としての下水汚泥の利活用を推進するため、自治体が行う下水汚泥の肥料利用に係る施設整備を集中的に支援することにより、下水汚泥の肥料利用を積極的に推進することを目的とする。

### 第3 定義

この要綱において、「下水汚泥の肥料利用」とは、下水処理過程において発生する汚泥（汚泥焼却灰・スラグを含む）を肥料（土壌改良資材、人工土壌を含む）として製造（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく登録に必要な分析・試験を含む）・加工すること及び下水処理過程からリン等の肥料成分を濃縮・抽出し、肥料を製造・加工することをいう。

### 第4 事業主体

本事業の事業主体は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

### 第5 対象事業

本事業の対象となるのは、以下のとおり。

- (ア) 地方公共団体が事業計画に基づき整備する下水汚泥の肥料利用化施設の整備。
- (イ) ①と一体的に下水道事業の事業効果を高めるために民間事業者等が整備する施設（以下「関連施設」という。）

### 第6 下水汚泥肥料化推進事業計画の策定

本事業の事業主体は、下水汚泥肥料化推進事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出し、同意を得るものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあっては、都道府県知事を経由して行うものとする。

## 第7 国の補助

国は、事業主体に対し以下により経費の一部を補助することができる。

- ① 国は地方公共団体に対して下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2に規定する率（ただし、下水道法以外の法令により補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率）で補助することができる。
- ② 関連設備の整備を行う民間事業者等に対し地方公共団体が経費の一部を助成する（地方公共団体が民間事業者等に対して下水処理場の用地等の賃料を減免する場合を含む。）場合において、国は地方公共団体に対し助成額の一部を補助することができる。ただし、以下のいずれかの額のうち少ない額を上限とする。
  - i) 民間事業者等に対し地方公共団体が経費の一部を助成する額の2分の1の額
  - ii) 関連施設の整備に要する総費用の3分の1の額

## 第8 事業計画の公表

事業主体は、事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第9 監督等

1. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は関連施設の整備を補助する民間事業者等に対し、それぞれその施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
2. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は関連施設の整備を補助する民間事業者等に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第10 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

事務連絡  
令和6年4月3日

令和6年能登半島地震被災

石川県、富山県、新潟県、福井県上下水道担当課長 殿

新潟市上下水道担当課長 殿

(上記、各地方整備局等 経由)

各市町村上下水道担当課長殿

(上記、各都道府県 経由)

国土交通省 大臣官房参事官(上下水道技術)付 課長補佐  
水管理・国土保全局 水道事業課 課長補佐  
下水道事業課 課長補佐

### 「上下水道地震対策検討委員会」に関する説明会について

1月1日に発生した能登半島地震は、能登地方の広い範囲で震度6弱～7の揺れを観測するなど、甚大な被害をもたらしました。

上下水道施設の地震対策としては、新潟県中越地震や東北地方太平洋沖地震などの教訓をいかした耐震基準等に基づいて対策を進めてきたところですが、今回の被災状況を踏まえ、施設の復旧のあり方を早急に示すとともに、必要な対策方法の見直しや加速化を進める必要があります。

また、上下水道の復旧にあたっては、今後被災自治体にて検討される復興方針と整合をとりながら、人口減少も踏まえた地域にとって持続可能な上下水道の整備の方向性について検討・助言を行うことが望まれます。

加えて、今回の能登半島地震は、令和6年4月からの水道行政の国土交通省への移管を踏まえ、水道、下水道の関係者が組織的に連携して取り組んだ初めての災害となったが、今後の災害に備えて、上下水道一体でのより効率的な対応を行うため、今回の活動を検証し、改善を図る必要があります。

このため、学識経験者、国土交通省、厚生労働省、地方公共団体、関係団体が参画する「上下水道地震対策検討委員会」を設置し、3月12日に第1回の委員会を開催し、上記論点についての審議を実施しました。

今回、審議状況についてご説明するとともに、復興に向けて取り組まれている地方公共団体の皆様から、ご意見を頂くため、下記の通り説明会を開催します。ご参加賜りますようお願いいたします。

## 1. 日程

令和6年4月9日（火） 10:00 ～ 12:00 オンラインにて開催

## 2. 対象

別紙のとおり

## 3. 説明会概要

○第1回上下水道地震対策検討委員会の審議状況について

○復興に向けて取り組まれている中で、追加で考慮すべき事項（意見交換）

## 4. 開催方法

Zoom Meetings によるオンライン開催とします。会議リンクは下記の通り。

<https://njs-co-jp.zoom.us/j/81328270416>

ミーティング ID: 813 2827 0416

パスコード: 870643

## 5. その他

質問やご意見等については、会議後も1週間程度受付いたします。

本説明会に関する問い合わせ先  
国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道事業課 事業マネジメント推進室  
下水道防災対策係長 林  
TEL : 03-5253-8111 (内線 : 34236)  
03-5253-8431 (直通)  
E-mail : hayashi-h258@mlit.go.jp

環地域調発第 2404013 号  
 環地温発第 2404055 号  
 環循適発第 2404041 号  
 警察庁丁会発第 498 号  
 こ成事第 391 号  
 消防総第 313 号  
 6 施施助第 1 号  
 6 教企推第 5 号  
 6 文企調第 1 号  
 6 ス参地第 2 号  
 医政地発 0402 第 1 号  
 社援総発 0404 第 1 号  
 社援保発 0403 第 1 号  
 障企発 0404 第 2 号  
 老高発 0405 第 1 号  
 老認発 0405 第 1 号  
 老老発 0405 第 1 号  
 国水企第 3 号  
 国水水第 3 号  
 国住備第 2 号  
 令和 6 年 4 月 8 日

各都道府県環境行政主管課長  
 各都道府県廃棄物行政主管課長  
 各都道府県警察本部関係課長  
 各都道府県児童福祉主管課長  
 各都道府県消防防災主管課長  
 各都道府県教育委員会施設主管課長  
 各都道府県生涯学習・社会教育主管課長  
 各都道府県教育委員会指導事務主管課長  
 各都道府県文化行政主管課長  
 各都道府県スポーツ施設主管課長  
 各都道府県衛生主管課長  
 各都道府県福祉行政主管課長  
 各都道府県民生主管課長  
 各都道府県障害福祉主管課長  
 各都道府県介護保険主管課長  
 各都道府県水道行政担当課長  
 各都道府県下水道主管課長  
 各都道府県公営住宅主管課長

殿

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官  
 環境省地球環境局地球温暖化対策課長  
 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
 警察庁長官官房会計課長  
 こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）  
 消防庁総務課長  
 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長  
 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
 スポーツ庁参事官（地域振興担当）  
 文化庁企画調整課長  
 厚生労働省医政局地域医療計画課長  
 厚生労働省社会・援護局総務課長  
 厚生労働省社会・援護局保護課長  
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
 厚生労働省老健局高齢者支援課長  
 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
 厚生労働省老健局老人保健課長  
 国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長  
 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長  
 国土交通省住宅局住宅総合整備課長

## 地方公共団体保有施設における太陽光発電設備の導入目標の設定および取組の促進について

2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すこととされています。また、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和3年10月22日公表）における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいては、公共部門が率先して実行することで6.0GW分の導入が見込まれております。

この点、地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に基づき、政府が策定する「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）に即して、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定することとされており、「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて行うことが求められています。

このような観点から、地方公共団体においては、区域の事業者・住民の模範となるよう、設置可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという導入目標の設定などを通じて、自ら率先的な取組を行っていただきたいと考えております。

また、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、施設種別に2030年度の再生可能エネルギー（主に太陽光）の導入目標を策定することとされていることを踏まえ、令和6年3月25日に「第2回公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、地方公共団体が保有する施設について、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別にkWベースの太陽光発電設備の導入目標を設定いたしました（別添1）。

つきましては、政府の支援や情報提供等も活用しつつ、各施設を所管する部局が連携して、公共施設等における太陽光発電の導入に率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。また、各都道府県の御担当者におかれましては、貴管内市町村へ御連絡いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 公共施設等への太陽光発電の導入等にかかる政府による支援・情報提供

公共施設等への太陽光発電の導入に当たって、下記の補助金等の活用が考えられるほか、ガイドライン・事例集等を作成しております。これらも活用しつつ、関係部局による適切な連携の下、率先した取組をお願いいたします。

##### (1) 交付金や補助金等の各種支援策

- ・ 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援）（別添2）
- ・ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（別添3）
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（別添4）
- ・ 建築物等のZEB化・省CO<sub>2</sub>化普及加速事業（別添5）

- ・ 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（別添6）
- ・ 脱炭素化推進事業債（別添7）
- ・ 就学前教育・保育施設整備交付金（別添8）
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金（別添9）
- ・ 子ども・子育て支援施設整備交付金（別添10）
- ・ 学校施設環境改善交付金（別添11）
- ・ 公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業（別添12）

(2) ガイドライン・事例集等

- ・ PPA 等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き  
（環境省 HP：[https://www.env.go.jp/page\\_00545.html](https://www.env.go.jp/page_00545.html)）
- ・ 太陽光発電設置可能性簡易判定ツール  
（環境省 支援サイト：  
[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/manual2.html#screening\\_tool](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html#screening_tool)）
- ・ 公共施設等の脱炭素化の先行事例（総務省・環境省作成）  
（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000941409.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000941409.pdf)）

2. 太陽光発電の導入状況にかかるフォローアップについて

地方公共団体施設への太陽光発電の導入状況については、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」（以下「施行状況調査」という。）を通じて引き続き調査をさせていただきます。

施行状況調査で取りまとめた結果については、来年度以降に開催する「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」の場等で関係省庁へ共有し、公共部門全体の目標達成に向けた進捗状況を確認していきますので、環境部局と各施設を所管する部局が連携の上、当該施行状況調査への回答に御協力いただきますようお願いいたします。

(添付資料)

- 別添1 公共施設における太陽光発電設備導入ポテンシャルの集計結果及び導入目標
- 別添2 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の概要
- 別添3 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業の概要
- 別添4 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の概要
- 別添5 建築物等のZEB化・省CO<sub>2</sub>化普及加速事業の概要
- 別添6 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業の概要
- 別添7 脱炭素化推進事業債の概要
- 別添8 就学前教育・保育施設整備交付金の概要
- 別添9 次世代育成支援対策施設整備交付金の概要
- 別添10 子ども・子育て支援施設整備交付金の概要
- 別添11 学校施設環境改善交付金の概要
- 別添12 公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業の概要

※令和6年3月に開催された「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」の会議資料や要旨については、下記環境省 HP にて公表しています。

(会議全体 URL) [https://www.env.go.jp/page\\_00951.html](https://www.env.go.jp/page_00951.html)

(第2回議事次第・資料 URL) [https://www.env.go.jp/page\\_01339.html](https://www.env.go.jp/page_01339.html)

(本通知に関すること)

(地方公共団体が保有する公共施設等の脱炭素化に関すること)

環境省大臣官房

地域脱炭素政策調整担当参事官室

電 話：03-5521-8234

メール：SOKAN\_CHIIKI@env.go.jp

(政府が保有する公共施設等の脱炭素化に関すること)

環境省地球環境局

地球温暖化対策課

電 話：03-5521-8249

メール：chikyu-ontaika@env.go.jp

(建築物等のZEB化・省CO<sub>2</sub>化普及加速事業及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に関すること)

環境省地球環境局

地球温暖化対策課

地球温暖化対策事業室

電 話：0570-028-341

メール：chikyu-jigyo@env.go.jp

(脱炭素化推進事業債に関すること)

総務省自治財政局財務調査課

電 話：03-5253-5647

メール：k-management@soumu.go.jp

(こども家庭庁の交付金に関すること)

こども家庭庁成育局 参事官 (事業調整担当)

電 話：03-6863-0286

メール：shisetsuchousei.chousei2@cfa.go.jp

(公立学校施設の交付金等に関すること)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

施設助成課

電 話：03-6734-2000

メール：sisetujo@mext.go.jp

(公営住宅の国庫補助等に関すること)

国土交通省住宅局

住宅総合整備課

電 話 : 03-5253-8507

メール : [hqt-jutaku-shikkou@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-jutaku-shikkou@gxb.mlit.go.jp)

事務連絡  
令和6年4月9日

各地方整備局 河川部長・建政部長 殿  
北海道開発局 建設部長・事業振興部長 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室長  
海岸室 海洋開発企画官  
大臣官房参事官（上下水道技術）付  
流域下水道計画調整官

#### 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第5版）について（通知）

今般、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第4版）」の高潮編、津波編、内水編を改定し、利用実績を踏まえたデータ形式の再編やデータ作成要領の追加を行いました。また、浸水想定区域図データ電子化用ツールの更新を行いましたので通知します。

浸水想定区域図等の作成にあたっては、浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第5版）に今後基づいてデータを作成するとともに、作成に係る業務発注の際は、特記仕様書に「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第5版）」等に基づく旨を記載し、データの保管及び提供を適切に行うようお願いいたします。（改定の概要：【別添①】、特記仕様書の記載例：【別添②】参照）

また、現在浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第4版）に基づき作成中のデータにおいて修正する必要はないが、対応可能なものについては第5版に基づき対応されるようお願いいたします。

なお、納品された電子化データについては浸水想定区域図チェックツールを用いてその整合性の目視確認を発注者にて実施いただくようお願いいたします。

さらに、別添通知については、都道府県へ地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的な助言として通知したことを申し添えます。

#### <連絡先>

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室

課長補佐：藤岡 太造

水防調査係長：大西 涼太

電話：03-5253-88460（直通）（80-35454、80-35459）

Eメール：[fujioka-t266@mlit.go.jp](mailto:fujioka-t266@mlit.go.jp)

[ohnishi-r2zd@mlit.go.jp](mailto:ohnishi-r2zd@mlit.go.jp)

大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐：外園 明成

水害対策係長：長谷川 智明

電話：03-5253-8432（直通）（80-34324、80-34314）

Eメール：[hokazono-m2s7@mlit.go.jp](mailto:hokazono-m2s7@mlit.go.jp)

[hasegawa-t2qs@mlit.go.jp](mailto:hasegawa-t2qs@mlit.go.jp)

砂防部保全課海岸室

企画専門官：井上 剛介

海洋開発係長：合田 明弘

電話：03-5243-8471（直通）（80-36322、80-36333）

Eメール：[inoue-k2hp@mlit.go.jp](mailto:inoue-k2hp@mlit.go.jp)

[gouda-a22ac@mlit.go.jp](mailto:gouda-a22ac@mlit.go.jp)

事務連絡  
令和6年4月9日

各都道府県河川主管部長 殿  
関係都市河川主管部長 殿  
各都道府県 土木主管部長・下水道担当部長 殿  
各政令指定都市 下水道担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室長  
海岸室 海洋開発企画官  
大臣官房参事官（上下水道技術）付  
流域下水道計画調整官

#### 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第5版）について（通知）

今般、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第4版）」の高潮編、津波編、内水編を改定し、利用実績を踏まえたデータ形式の再編やデータ作成要領の追加を行いました。また、浸水想定区域図データ電子化用ツールの更新を行いましたので通知します。

浸水想定区域図等の作成にあたっては、浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第5版）に今後基づいてデータを作成するとともに、作成に係る業務発注の際は、特記仕様書に「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第5版）」等に基づく旨を記載し、データの保管及び提供を適切に行うよう図られたい。（改定の概要：【別添①】、特記仕様書の記載例：【別添②】参照）

また、現在浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第4版）に基づき作成中のデータにおいて修正する必要はないが、対応可能なものについては第5版に基づき対応されるようお願いしたい。

なお、納品された電子化データについては浸水想定区域図チェックツールを用いてその整合性の目視確認を発注者にて実施いただくようお願いいたします。

本通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

#### <連絡先>

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室

課長補佐：藤岡 太造

水防調査係長：大西 涼太

電話：03-5253-88460（直通）（80-35454、80-35459）

Eメール：[fujioka-t266@mlit.go.jp](mailto:fujioka-t266@mlit.go.jp)

[ohnishi-r2zd@mlit.go.jp](mailto:ohnishi-r2zd@mlit.go.jp)

大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐：外園 明成

水害対策係長：長谷川 智明

電話：03-5253-8432（直通）（80-34324、80-34314）

Eメール：[hokazono-m2s7@mlit.go.jp](mailto:hokazono-m2s7@mlit.go.jp)

[hasegawa-t2qs@mlit.go.jp](mailto:hasegawa-t2qs@mlit.go.jp)

砂防部保全課海岸室

企画専門官：井上 剛介

海洋開発係長：合田 明弘

電話：03-5243-8471（直通）（80-36322、80-36333）

Eメール：[inoue-k2hp@mlit.go.jp](mailto:inoue-k2hp@mlit.go.jp)

[gouda-a22ac@mlit.go.jp](mailto:gouda-a22ac@mlit.go.jp)

国水下企第 112 号  
国水下事第 48 号  
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事  
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長  
( 公 印 省 略 )

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業実施要綱の施行について（通知）

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の交付について、「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業実施要綱」を別添のとおり定め、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県にあつては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）等関係者（水道事業者及び水道用水供給事業者（大臣認可を含む。）、下水道管理者）に対し、周知されたい。

# 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業 実施要綱

## 第1 通則

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

## 第2 目的

本事業は、施設の老朽化、切迫する大地震への対応などの課題を抱える上下水道について、その相乗効果を発揮するための上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現することを目的とする。

## 第3 事業主体

本事業の事業主体は、地方公共団体等とする。

## 第4 対象事業

本事業の対象となるのは、次に掲げる事業とする。

### (1) 上下水道施設再編推進事業

上下水道で一体的な水道施設、下水道施設の施設再編計画を策定する事業

### (2) 上下水道施設耐震化推進事業

上下水道が連携した水道施設、下水道施設の耐震化計画を策定する事業

### (3) 官民連携等基盤強化推進事業

ウォーターPPPの導入及び水道事業におけるウォーターPPP以外の官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画策定等を実施する事業

### (4) 上下水道DX推進事業

IoT技術などの新技術（以下「新技術」という。）を用いた業務の効率化や付加価値の高い上下水道サービスの実現を図る施設整備を行う事業

### (5) 業務継続計画策定事業

水道・下水道施設が被災した場合でも、より速やかにかつ高いレベルで水道・下水道が果たすべき機能を維持・回復させることを目的とした業務継続計画を策定する事業

## (6) 汚泥資源肥料利用推進事業

汚泥資源等の肥料利用に関する調査等を実施する事業

## 第5 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業計画の策定

事業主体は、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、指定都市を除く市町村等にあつては、都道府県知事を経由して行うものとする。

## 第6 国の補助

国は、事業主体に対し以下により経費の一部を補助することができる。

### (1) 上下水道施設再編推進事業

#### (ア) 補助対象範囲

上下水道が一体的に行う、水道、下水道の施設再編に向けた計画策定に要する経費

#### (イ) 補助率

1/2

### (2) 上下水道施設耐震化推進事業

#### (ア) 補助対象範囲

上下水道が連携して行う、水道、下水道を耐震化する計画策定に要する経費

#### (イ) 補助率

1/2

### (3) 官民連携等基盤強化推進事業

#### (ア) 補助対象範囲

- ① ウォーターPPPの導入に向けた次に掲げる事業とする。(他分野と一体となつて行うこともできる。なお、他分野については、管理・更新一体マネジメント方式(以下「レベル3.5」という。)の要件(①長期契約(原則10年間)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア)を満たすことが望ましい。)

(ア) 導入可能性調査

(イ) 資産評価(デューデリジェンス)

(ウ) 実施方針・公募資料作成

(エ) 事業者選定

ただし、(ウ)及び(エ)は、レベル3.5にあつては、他分野や他の地方公共団体と一体となつて行う事業に限る。

- ② 水道事業における官民連携(ウォーターPPPを除く。)の導入に向けた調

査、検討及び計画策定等に要する経費

(イ) 補助率

① 10/10 (補助限度額は以下のとおりとする)

1. コンセッション方式を導入するために行う事業：上限5,000万円。
2. 1以外の事業であって、他分野と一体となつて行う事業：上限4,000万円。
3. 1以外の事業であって、他の地方公共団体と一体となつて行う事業：上限4,000万円。
4. それ以外の事業：上限2,000万円。

② 1/3 (平成29年度以降に事業を開始した場合は、1/4)

(ウ) 時限

令和9年度までの時限事業とする。

(4) 上下水道DX推進事業

(ア) 補助対象範囲

新技術を活用した業務の効率化や付加価値の高い上下水道サービスの実現を図る事業で新技術を活用した上下水道の設備と、あわせて整備する施設の整備に要する経費

(イ) 補助率

- ① 水道、下水道のいずれにも活用する新技術を導入する場合 1/2
- ② 水道 1/3

(5) 業務継続計画策定事業

(ア) 補助対象範囲

業務継続計画策定に要する経費

(イ) 補助率

- ① 上下水道一体の業務継続計画を策定する場合 1/2
- ② 水道のみを対象とする業務継続計画を策定する場合 1/3

(6) 汚泥資源肥料利用推進事業

(ア) 補助対象範囲

汚泥資源等の肥料利用のための汚泥の重金属や肥料成分の分析調査、計画策定、分析機器の導入に要する経費

(イ) 補助率

10/10 (補助限度額は以下のとおりとする)

- ① 浄水発生土、下水汚泥を一体的に肥料利用する場合 3,000万円
- ② 下水汚泥のみを肥料利用する場合 2,000万円

(ウ) 時限

令和12年度までの時限事業とする。

## 第7 監督等

1. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
2. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第8 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。